

かがやく未来型中小企業応援事業 審査要領

(審査会の目的)

第1条 この要領は、かがやく未来型中小企業応援事業支援対象企業採択審査委員会設置要領第6条の規定に基づき、かがやく未来型中小企業応援事業の採択対象企業の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(審査方法及び審査項目)

第2条 審査は、事前に提出された事業計画書及び審査会開催当日のプレゼンテーションの内容に対して、各委員それぞれ、次の各号の審査項目毎に判断・評価・採点した上で、一定の点数に達した者のうち、上位の者から予算の範囲内で採択企業として選定する。

一 事業目的・内容の妥当性

申請企業の取組の目的・内容が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づき、適切で妥当なものであるかを評価する。

二 事業の新規性・革新性

申請企業の取組が、業種や地域での普及程度を勘案して、新規性・革新性が高いものであるかを評価する。

単なる事業拡大（増産）や既存設備の更新による作業効率向上に伴う生産性向上のみの取組は、評価する上で低位な評価とする。

三 事業内容の地域課題等への貢献

申請企業の取組が、女性活躍や人口減等の地域課題の解決や社会的ニーズへの対応に寄与するものであるかを評価する。

四 実現可能性

申請企業の取組が、ビジネスとして実現性・継続性が高く、当該企業において実行可能で、かつ目標の指標が妥当なものであるかを評価する。

五 地域経済への波及効果

当該企業の取組が、地域経済への波及効果をもたらすものであるかを評価する。

六 雇用拡大への貢献

当該企業の取組が、将来の雇用の拡大や、従業員の賃金等の待遇改善に結びつくと思込まれるものであるかを評価する。

2 前項の審査は、業種の特性を考慮して実施することとする。

3 第1項の審査において、意見が分かれたときは、委員の過半をもって決定する。また、委員の賛否が同数の場合は、委員長のカ定をもって決定するものとする。

(審査基準)

第3条 前条第1項の採点にあたっては、5段階の評価とし、次の基準による配点とする。

点数	内 容
5	たいへんよい
4	よい
3	適当である
2	やや問題がある
1	不適

(審査における加点)

第4条 第2条第1項の審査の際、第四次産業革命に類する技術の活用及び中小企業経営強化法による計画の承認がある場合は、以下の点数を事務局で加点する。

- IoT等先進技術の活用等・・・2点
- 経営強化法の計画の承認・・・1点

(意見)

第5条 第2条第1項の審査の際、必要に応じて、審査項目ごとに評価の根拠となった意見や、今後の事業化の参考とすべき意見を審査票に記載するものとする。

2 前項の意見及び第2条第1項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、判定内容に審査会の意見を付すことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。